

特定非営利活動法人 ひらかた市民活動支援センター 定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センターという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府枚方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、市民活動を行い、また、行おうとしている団体に対し、その活動支援に関する事業を行い、また、市民活動の担い手である市民に対し、市民活動に参加するための支援事業を行い、もって、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号、以下「法」という。）第2条別表の社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、ならびに前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行う。

(特定非営利活動に係る事業の種類)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動として次の事業を行う。

- ① 市民活動を支援する施設の管理運営事業
- ② 市民活動団体の創設・運営を支援する事業
- ③ 市民活動に関する情報収集・提供及び調査研究事業
- ④ 市民活動団体相互及び民・官・産・学との連携、協働事業
- ⑤ 市民の市政への参画を支援する事業
- ⑥ 市民活動団体と地域社会とのネットワーク事業
- ⑦ 市民に対し、市民活動への参加を促進する事業
- ⑧ 市民に対し、生涯学習を推進・支援する事業
- ⑨ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第 6 条 この法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって法上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- ② 賛助会員 この法人の目的に賛同し協力するため入会した個人又は団体で、総会での議決権を有しない会員。

- 2 前項のほか、会員についてこの定款に定めのない事項については、理事会において定め、総会の承認を得る。

(入会)

第 7 条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承諾を得なければならない。

- 2 理事会は、正会員又は賛助会員の入会申込みについては、第 3 条に定めるこの法人の目的に賛同し、第 4 条及び第 5 条に定める活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。理事会が入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が抛出した金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失と退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - ① 本人の死亡又は本人が失踪宣告を受けたとき。
 - ② 会員である団体が解散したとき。
 - ③ 会員が会費を 6 か月以上滞納したとき、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会においてその支払いの意思がないと認定したとき。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会においてこれを除名することができる。ただし、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 法令、この定款又は規則に違反したとき。
- ② この法人の名誉を棄損し、秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。
- ③ この法人の目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役 員

(種別・定款及び選任等)

第 11 条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 5 名以上 30 名以内
 - ② 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 役員は、総会において選任する。

- 3 理事の内1名を理事長、3名以内を副理事長とする。
- 4 理事長、副理事長は理事の互選により定める。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があったとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務の執行を決定する。ただし、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② この法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、理事長に対して総会の招集を請求すること、又は、自ら総会を招集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求め、又は、自ら理事会を招集すること。

(任期及び欠員補充)

第13条 法第24条の適用により、役員任期は、2年以内とする。但し、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後においても後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 理事又は監事の内、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- 6 総会が招集されるまでに、理事会が役員就任を依頼した団体から選出されている役員交代があった場合及び増員のために役員を緊急に選任する必要があるときには、理事会の議決により仮にこれを選任することができる。この場合において、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、弁明の機会を与えた上で、出席者の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬)

第15条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項の費用弁償に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第16条 この法人は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総会

(種別と構成)

第17条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

- 2 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。
- 3 正会員以外の会員は、総会に出席して意見を述べるることができる。

(権能)

第18条 総会は以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業報告及び活動決算
- ⑤ 役員を選任又は解任
- ⑥ その他運営に関する重要事項

(開催)

第19条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - ② 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
 - ③ 監事が第12条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第20条 総会は、理事長が招集する。但し、第12条第4項第4号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（以下、書面等という。）をもって、少なくとも開催日の7日前までに招集通知を発信しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、理事長又は理事長が指名した理事が行うものとする。

(定足数)

第22条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第20条第3項によってあらかじめ通知した事項とする。但し、出席した正会員の3分の2の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(表決権等)

第24条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境（オンライン会議システム等）を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項及び前条第1項但し書きについて書面等による表決、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における第22条、第23条第2項、第25条第1項第3号及び第43条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を議長において作成する。

① 日時及び場所

② 正会員の現在数

③ 出席した正会員の数（書面等表決者及び表決委任者については、その数を明記すること。）

④ 審議事項及び議決事項

⑤ 議事の経過の概要及びその結果

- ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名又は記名押印し、事務所に保存する。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面等により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ① 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ③ 総会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成及び権能)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この定款で定めるもののほか次に掲げる事項を議決する。
 - ① 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - ② 総会に付議すべき事項
 - ③ 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - ④ 理事の職務及び報酬
 - ⑤ 会費の額
 - ⑥ 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - ⑦ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第27条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面によって招集の請求があったとき。
- ③ 第12条第4項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。但し、前条第1項第3号の監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第1項第2号の規定による請求があったときは、15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、少なくとも開催日の5日前までに、理事及び監事に対し、書面等をもって招集通知を発信しなければならない。但し、全役員の同意があるときは、この手続きを経ずに招集することができる。

(議長、議決等)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。但し理事長に支障があるときは、副理事長又は理事長の指名する理事がこれにあたる。

- 2 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 理事会の議決事項は、第28条第3項によってあらかじめ通知した事項とする。但し、出席した理事の3分の2の同意があった場合は、この限りではない。

(表決権等)

第30条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境（オンライン会議システム等）を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項及び前条第5項但し書きについて書面等をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第29条第3項及び第31条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 運営のための機関

(運営のための機関)

第32条 この法人には、事業の円滑・迅速な遂行を図るため、理事会の議決を経て、運営のための機関を置くことができる。

- 2 運営のための機関の設置及びその業務の関する定めは、理事会の議決により別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、特定非営利活動に関わる、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された資産
- ② 寄付金及び助成金
- ③ 会費
- ④ 事業に伴う収益
- ⑤ 資産から生じる収益
- ⑥ その他の収益

(資産の管理及び支弁)

第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。
- 3 会員等が納入した拠出金は、その理由を問わずこれを返還しない。

(会計の原則)

第35条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画と予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は理事会で決定する。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第37条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、会員に分配してはならない。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は、職員を兼任することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会において定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第41条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えおかななければならない。

- ① 会員の名簿及び会員の異動に関する書類
- ② 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

(書類及び帳簿の閲覧)

第42条 この法人は、会員及び利害関係人から前条の備付け書類の閲覧請求があったときは、正当な理由のない限りこれに応じなければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
 - ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - ③ 正会員の欠亡
 - ④ 合併
 - ⑤ 破産手続き開始の決定
 - ⑥ 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に提示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第12章 雑則

(細則)

第47条 この定款に定めるもののほか、規則等この法人の運営に必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。但し、緊急を要する場合は、理事長は必要な規則等を定めることができる。この場合において、直近に開催する理事会において承認を得なければならない。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第11条第3項及び第4項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、翌年6月末日までとする。
- 3 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。但し、平成14年度については、会費は徴収しないこととする。

①正会員	個人	年額	3,000円
	団体	年額	3,000円
②賛助会員	個人	年額1口	2,000円
	団体	年額1口	2,000円
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

平成14年8月4日

特定非営利活動法人 ひらかたエヌ・ピー・オー・センター運営協議会
設立代表者 宮本利明

附 則

- 1 この定款は、平成19年4月6日から施行する。
- 2 第6章第30条第2項の運営のための機関の設置及びその業務に関する定めは、当分の間特定非営利活動法人ひらかたエヌ・ピー・オー・センター運営協議会運営委員会規則（ひらかたNPOセンター運営協議会規則第1号）により業務を行い、可及的速やかに新規定を定める。

平成18年12月3日

特定非営利活動法人 ひらかた市民活動支援センター
代表者理事長 宮本利明

附 則

- 1 この定款は、平成25年6月10日から施行する。
- 2 第6条の会員の会費については、
 - ① 正会員 個人 年額 3,000円
 団体 年額 3,000円
 - ② 賛助会員 個人 年額1口 3,000円
 団体 年額1口 3,000円とする。

平成25年3月15日

特定非営利活動法人 ひらかた市民活動支援センター
代表者理事長 植田 奈保美

附 則

- 1 この定款は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 第46条 公告の方法に、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告を追加する。

平成30年5月27日

特定非営利活動法人 ひらかた市民活動支援センター
代表者理事長 渡邊 宏二

附 則

- 1 この定款は、令和6年8月14日から施行する。
- 2 第9条、第11条、第13条、第18条、第20条、第21条、第23条、第24条、第25条、第26条、第28条、第29条、第30条、第31条、第38条、第46条、第47条の各条について改正する。

令和6年5月26日

特定非営利活動法人 ひらかた市民活動支援センター
代表者理事長 渡邊 宏二